

令和元年 6 月

公益社団法人京都府宅地建物取引業協会
第七支部会員各位

舞鶴市 産業創造・雇用促進課

「京都府用地バンク」への情報提供について（お願い）

時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

標題のことにつきまして、現在、京都府市町村企業誘致推進連絡会議（※）では京都府内への企業立地を推進するため下記ホームページ「京都府用地バンク」を開設し、京都府内の用地情報を提供しております。

この度、民間事業者様所有の未利用地につきましても、有効活用するべく、本ホームページに掲載して参りたいと考えております。

会員の皆様におかれましては、対象となる用地がございましたら別添の『適地情報調査票』により、舞鶴市担当あて情報提供いただきますようよろしくお願い致します。

記

1. 書類提出先

舞鶴市役所 産業創造・雇用促進課
(FAX、メール等提出方法は問いません)

2. 提出書類

適地情報調査票

※提出に当たっては「記入要領（調査票の裏面）」及び「京都府用地バンク掲載基準」をご参照下さい。

※原則 1,000 m²以上の用地ですが、500 m²程度であってもお知らせ下さい

※京都府用地バンクホームページ

<https://www.kyotofuyouchibank.com/>

以上

【担当】

〒625-8555 京都府舞鶴市字北吸 1044 番地

舞鶴市役所産業創造・雇用促進課 泉・森川

TEL:0773-66-1021 FAX:0773-62-9891

メール: sangyo@city.maizuru.lg.jp

適地情報調査票

市町村名：

担当部署：

(TEL：)

調査項目	記入欄	備考
1 物件名		
2 所在地		
3 面積	m ² ・坪（内、有効面積 m²・坪 ）	
4 物件概要		
5 所有者		
6 現況（地目）	<建物付きの場合> 構造： 階数： 延床面積： m ²	建物付きの場合は別途建物概要がわかる資料を添付
7 譲渡形態	売却のみ ・ 賃貸のみ ・ いずれも可	
8 売却（賃貸）可能時期	即時 ・ 年 月頃 ・ 年以内	造成中（予定）の場合は完成時期を記載
9 価格	総額： 円（賃貸の場合：月額 円） 〔単価： 円／坪・m ² 〕	応談の場合は空欄
10 用水	上水 ・ 地下水 （ トン／日）	不明の場合は空欄
11 電力	普通高圧（ ）km ・ 特別高圧（ ）km	不明の場合は空欄
12 ガス	都市ガス ・ プロパンガス	不明の場合は空欄
13 通信インフラ	ADSL ・ 光回線 ・ CATV ・ 要問合せ	不明の場合は空欄
14 排水	公共下水道 ・ 農業集落排水 ・ その他（公共水域へ排出等）	浄化槽設置要の場合は備考欄に記載
15 地質・地盤	地質：第 種 ・ 地盤：N値（ ）深度（ ）m	不明の場合は空欄
16 都市計画等	<ul style="list-style-type: none"> ■都市計画 <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域（市街化区域・非線引区域・調整区域） ・準都市計画区域 ・都市計画区域外 ■用途地域指定：（ ）地域 ■地域指定：（ ） 	市街化調整区域は原則不可（地区計画で工場等の建設が可能な場合は除く）
17 建ぺい率・容積率	建ぺい率（ %） 容積率（ %）	
18 環境基準		
19 交通アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ■国道： ■高速道路最寄IC： ■鉄道最寄駅： 	
20 優遇制度	国：原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金（F補助金） 市：働く場の創出補助金、企業立地補助金、企業立地経営円滑化補助金	その他京都府の優遇制度あり
21 問合せ先	舞鶴市 産業創造・雇用促進課（TEL:0773-66-1021）	
22 仲介	有 ・ 無 業者名（ ）	業者名はHP上では掲載せず
22 その他		

適地情報調査票 記入要領

- 1 物件名 : 物件の名称を記入してください。(ただし、所有者の個人名が特定できる名称は不可)
【例】〇〇地区工場用地、〇〇工場跡地
- 2 所在地 : 地番の記載までは不要としますが、記載して差し支えない場合は記載してください。
- 3 面積 : 土地の全体面積(把握できる場合は有効面積も)を記入してください。単位は㎡又は坪のいずれかで記入してください。
- 4 物件概要 : 物件の概要や特色など、紹介文を記入してください。
- 5 所有者 : 原則は「民有地」等と記載してください。なお、所有者の承諾が得られた場合に限り、所有者名(法人の場合は法人名)を記入してください。
- 6 現況(地目) : 上段に現況地目を記入してください。(雑種地、工場跡地、宅地など)
また、建物付きの場合は、その概要を記入するとともに、別途建物の概要のわかる資料を提出してください。
- 7 譲渡形態 : 当てはまるものに○をしてください。
- 8 売却(賃貸) : 当てはまるものに○をし、売却(賃貸)可能時期を記入してください。
可能時期 なお、造成中(予定)の場合は、完成時期を記入してください。
- 9 価格 : 総額(賃貸の場合は月額)を記入し、㎡又は坪単価がわかる場合はそれも記入してください。応談の場合は、空欄で結構です。
- 10 用水 : 当てはまるものに○をし、わかる場合は取水可能量(ℓ/日)を記入してください。
不明の場合は、空欄で結構です。
- 11 電力 : 普通高圧及び特別高圧を引き込む際の距離を記入してください。
なお、不明の場合は、空欄で結構です。
- 12 ガス : 都市ガス、プロパンガスのいずれかに○を付けてください。
- 13 通信インフラ : 当てはまるものに○をしてください。
不明の場合は、空欄で結構です。
- 14 排水 : 当てはまるものに○をしてください。
なお、浄化槽設置が必要な場合は備考欄にその旨記載してください。
- 15 地質/地盤 : 地質(第1種~第3種)、地盤(N値・深度)について記入してください。
なお、不明の場合は、空欄で結構です。
- 16 都市計画等 : 都市計画法上の区域区分及び用途地域指定の状況について記入してください。
また、過疎地域等その他法令等の地域指定がある場合は、記入してください。
- 17 建ぺい率 : 建ぺい率、容積率を記入してください。
・容積率
- 18 環境基準 : 市町村と環境保全協定等の締結の必要がある場合は、その旨記入してください。
- 19 交通アクセス : 最寄りの国道、高速道路 IC、鉄道駅からの距離を記入してください。
- 20 優遇制度 : 記入不要(舞鶴市外の場合は当該用地への立地企業が利用可能な市町村独自の優遇制度があればその制度名を記入してください。(補助金、融資、税制優遇措置等))
- 21 問合せ先 : 記入不要(舞鶴市外の場合は、当該用地所在の市町村の企業誘致担当課の名前と連絡先(TEL、E-mail等)を記入してください。)
- 22 仲介 : 不動産事業者等の仲介の有無について記入し、有の場合は業者名を記入してください。(業者名はHP上には掲載しません。)
- 23 その他 : その他特記事項があれば記入してください。
【例】工場の立地は不可(本社、研究所の立地に限る) 等

添付資料

①位置図

②写真(現況写真、航空写真) ※航空写真についてはある場合のみ

③登記簿謄本(土地、建物)

④図面(公図、地積測量図、建物がある場合は建物図面)

※位置図及び写真については、紙ベースのほか、電子データ(jpg、jpeg、png、gifのいずれか)も併せて提供して下さい。

※ご不明な点は、舞鶴市産業創造・雇用促進課(0773-66-1021)へお問い合わせください。

京都府用地バンク 掲載基準

京都府用地バンクホームページに立地可能用地として掲載する民有地については、以下の要件を満たすものとする。

1 適地情報調査票

(1) 適地情報調査票の各項目が記載されていること。

※「2 所在地」は、地番までの記載は必須とはしない。

※「5 所有者」は、名前の特定までは不要とする。(基本「民有地」と記載)

※「9 価格」は「応談」でも可とする。

※「10 用水(地下水)」、「11 電力」、「12 ガス」、「13 通信インフラ」及び「14 地質・地盤」は空欄でも可とする。

(2) 各項目のうち次のいずれかに該当するものは掲載しない。

①現況が田畑など土地利用規制解除手続(農地転用等)が必要なもの

②未造成のもの(ただし、所有者等が造成中又は造成する計画のあるものについては、概ね1年以内に完成するものに限り、完成時期を明示の上で掲載可能とする。)

③都市計画法により、工場等の建設ができないもの、又は著しく制約されるもの

・市街化調整区域(ただし、地区計画で工場等の建設が可能な場合を除く。)

・住居専用等の用途設定があるもの(ただし、本社及び研究所の用に供する建物が建設可能な区域については、当該用途に限る旨を明示の上で掲載可能とする。)

2 登記簿謄本

(1) 登記簿謄本が添付されていること。建物がある場合は、建物の登記簿謄本も添付されていること。

(2) 次のような権利設定があり、売却に支障を及ぼすものは掲載しない。

①所有権移転の仮登記がなされているもの

②地上権等の用益物権が設定されているもので、用地の活用に支障を及ぼすと認められるもの

③抵当権付き物件(ただし、売買により抹消される前提の場合は除く。)

④差押え物件

3 用地面積

1,000㎡以上(目安)

※1,000㎡未満の物件がございましたら、個別に御相談ください。

4 市町村による事前確認

用地情報については、事前に市町村による確認を行うこととし、事務局への最終的な情報提供については、当該市町村から行うものとする。(別添文書を添付のこと)